

新旧対照表
【開庁時間外事務の執行を求める届出手続の当面の取扱いについて（平成 20 年 3 月 31 日財関第 352 号）】
(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>1 .(省略)</p> <p>2 . <u>輸出入・港湾関連情報処理システム又は税関手続申請システムの利用</u> <u>改正基本通達 98 - 1 の規定により行う開庁時間外執務の届出は、</u> <u>輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱い</u> <u>について（平成 11 年 10 月 7 日蔵関第 807 号）第 6 章若しくは第 7 章に規</u> <u>定するところにより輸出入・港湾関連情報処理システムを利用して、又は</u> <u>税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する</u> <u>省令（平成 15 年財務省令第 7 号）の定めるところにより、税関手続申請</u> <u>システムを利用して行うことができる所以留意する。</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>	<p>1 .(同左)</p> <p>2 . <u>海上貨物に係る開庁時間外執務の届出</u> <u>税関官署の開庁時間以外の時間に海上貨物通関情報システム（以下「海</u> <u>上システム」という。）を使用して輸出入申告等を行う場合には、<u>改正基</u> <u>本通達 98 - 1 の規定によるほか、当面は、「関税法基本通達等の一部</u> <u>改正について」による改正前の海上貨物通関情報処理システムを使用して <u>行う税関関連業務の取扱いについて（平成 11 年 10 月 7 日蔵関第 807 号）</u> <u>第 6 章に規定する「臨時開庁承認申請業務」（OSA 業務）を利用して開庁</u> <u>時間外執務の届出を行うものとする。この場合において、当該業務を利用</u> <u>して行う承認申請については、これを改正関税法第 98 条第 1 項の規定に</u> <u>基づく届出とみなすものとする。</u> <u>なお、改正関税法第 19 条の規定に基づく税関官署の開庁時間外におい</u> <u>ては、当該改正関税法第 98 条第 1 項の規定に基づく届出を要することに</u> <u>留意する。</u></u></u></p> <p>3 . <u>税関手続申請システムの利用</u> <u>改正基本通達 98 - 1 の規定により行う開庁時間外執務の届出は、</u> <u>税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する</u> <u>省令（平成 15 年財務省令第 7 号）の定めるところにより、税関手続申請</u> <u>システムを利用して行うことができる所以留意する。</u></p>